

水道料金の改定のお知らせ

令和8年4月使用分から料金を改定します



改定の内容

津和野町水道審議会より、令和6年2月27日に答申を受け、料金体系は現行通りとし、令和7年度より3年かけて改定率40%の値上げを行うこととなりました。

まず、令和7年4月使用分から15%の増額となり、2年目の令和8年4月使用分からプラス15%、3年目の令和9年4月使用分からプラス10%改定し、併せて40%の値上げとなります。

▼改定後の水道料金（令和8年4月使用分～令和9年3月使用分） ※（ ）内は現在の料金との差額

口径	基本料金	超過料金（1m ³ につき）				
		1～10m ³	11m ³ ～20m ³	21m ³ ～30m ³	31m ³ ～50m ³	51m ³ 以上
13mm	1,040円（120円）	117円 （13.5円）	169円 （19.5円）	221円 （25.5円）	234円 （27.0円）	260円 （30.0円）
20mm	1,560円（180円）					
25mm	3,250円（375円）					
30mm	3,900円（450円）					
40mm	5,850円（675円）					
50mm	9,100円（1,050円）					
75mm	12,350円（1,425円）					



水道料金の改定時期について

	旧料金	新料金
3月31日以前の開栓の料金	～4月の検針日	4月の検針日～
4月1日以降の開栓の料金		開栓日～

例えば・・・

- ① 3月31日までに開栓し、4月検針前に閉栓した場合 ⇒ 旧料金
- ② 3月31日までに開栓し、4月検針日以降に閉栓した場合
⇒ 開栓～4月検針日までは旧料金、4月検針日～閉栓日までは新料金
- ③ 4月に開栓し、閉栓した場合 ⇒ 新料金